

特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 ご利用料金表

※「負担割合証」に記載された割合が2割の方は赤字の料金となります。

介護報酬内容	基本部分	日常生活 継続支援 加算Ⅱ	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職 員配置 加算	栄養マネ ジメント 加算		第4段階以上 31日計算 (円)				第3段階 31日計算(円)				第2段階 31日計算(円)				第1段階 31日計算(円)			
								第1～第3段階に該当しない方。但し、本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がある方を含まず。								世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方。(年金収入が80万円を超える方)				世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方。			
要介護度	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	円/日	介護給付サー ビス利用料	介護職員処遇改 善加算Ⅱ	居住費+食費	合計金額	介護給付サー ビス利用料	介護職員処遇改 善加算Ⅱ	居住費+食費	合計金額	介護給付サー ビス利用料	介護職員処遇改 善加算Ⅱ	居住費+食費	合計金額	介護給付サー ビス利用料	介護職員処遇改 善加算Ⅱ	居住費+食費	合計金額
ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護 1	625 1,250						22,661	1,360		127,871	22,661	1,360		84,781	22,661	1,360		61,531	22,661	1,360		58,741
	要介護 2	691 1,382	46	6	13	27	14	24,707	1,482	103,850	130,039	24,707	1,482	60,760	86,949	24,707	1,482	37,510	63,699	24,707	1,482	34,720	60,909
	要介護 3	762 1,524						26,908	1,614	= $(1970 \times 31) + (1380 \times 31)$	132,372	26,908	1,614	= $(1310 \times 31) + (650 \times 31)$	89,282	26,908	1,614	= $(820 \times 31) + (390 \times 31)$	66,032	26,908	1,614	= $(820 \times 31) + (300 \times 31)$	63,242
	要介護 4	828 1,656	92	12	26	54	28	28,954	1,737		134,541	28,954	1,737		91,451	28,954	1,737		68,201	28,954	1,737		65,411
	要介護 5	894 1,788						31,000	1,860		136,710	31,000	1,860		93,620	31,000	1,860		70,370	31,000	1,860		67,580
									62,000	3,720		169,570											

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちのご入所者は負担額が軽減されます。

※下記加算が算定された場合、介護職員処遇改善加算の額及び合計金額に変動が生じます。(介護職員処遇改善加算=(基本部分料金+加算料金)×60/1000)

その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件	加算料金	
初期加算	ご入居者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30	60
入院・外泊時加算	ご入居者が入院及び外泊の場合にひと月6日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。	246	492
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。(1日あたり)	18	36
経口移行加算	経管により食事を摂取されるご入居者が、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合。(180日を限度とする)	28	56
経口維持加算Ⅰ・Ⅱ	医師の診断により、経口で食事を摂取できるものの摂食機能障害のため、誤嚥が認められるとされたご入居者に、経口維持計画を作成して特別な管理を行なう場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)協力歯科医院を定め医師や歯科医師、歯科衛生士のいずれかが計画に関する会議・食事の観察に参加または速やかな情報共有を行った場合はⅠに加えⅡを算定。	Ⅰ 400・Ⅱ 100	Ⅰ 800・Ⅱ 200
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)	30	60
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に算定。(1ヵ月毎に右記料金を算定)	110	220
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入居者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(30日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より30日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう) 死亡日以前4～30日、死亡日の前日・前々日、死亡日より加算額が決まる。	1280・680・144	2560・1360・288